

令和3年度 第2回建築審査会 議事録

1 日 時 令和3年10月26日(火) 午後3時から午後3時40分まで

2 場 所 広島市役所本庁舎 14階第7会議室

3 出席者

| | | | | |
|------------|-----|---------|-----|---------|
| (1) 建築審査会側 | 会 長 | 塚 本 俊 明 | 委 員 | 岩 重 律 子 |
| | 委 員 | 烏帽子田 彰 | 委 員 | 大 橋 弘 美 |
| | 委 員 | 折 橋 洋 介 | 委 員 | 天 満 類 子 |
| | 委 員 | 松 尾 洋 治 | | |

※ 委員7名は、Web会議システムを利用して出席した。

| | | | | |
|--------------|---------|---------|-------|---------|
| (2) 建築審査会事務局 | 書記・課長補佐 | 高 田 正 剛 | 書記・主査 | 迫 将 暢 |
| 特定行政庁側 | 書記・主任技師 | 升 岡 知 美 | 書記・技師 | 山 崎 彩 乃 |

4 審議事項

議案第3号 建築基準法第44条第1項第4号に係る許可
(道路内の建築制限の特例に係る許可：中区南千田西町)

5 審議結果

議案第3号 同 意

6 報告案件

- (1) 「法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可
- (2) 「法第44条第1項第2号の規定による路線バス停留所の上家の設置に係る許可基準」に基づく許可

7 公開・非公開の別

公開

8 傍聴人の人数

0人

9 会議資料

- (1) 議案第3号
- (2) 法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準に基づく許可案件報告書
- (3) 法第44条第1項第2号の規定による路線バス停留所の上家の設置に係る許可基準に基づく許可案件報告書

10 発言の内容

別紙のとおり

1 審議事項について

議案第3号

- 議 長 それでは審議を行います。
議案第3号について、事務局から説明をお願いいたします。
- 特定行政庁 長 (別紙議案第3号により説明)
- 議 長 はい、ありがとうございました。
ただいまの説明につきまして、御意見、御質問があればお願いいたします。
- 委員 隣地から10m以上離れているということですが、北側の住居関係の地域の日影の検討を建物を含めてされているのでしょうか。
- 議 長 はい。ありがとうございます。御回答ができましたら、お願いいたします。
- 特定行政庁 長 はい。こちらの地域が住居系の地域になりますので、建築確認申請の中では日影等も作成して審査をすると聞いております。
- 委員 今の時点では日影の検討はなされていないということですか。
- 特定行政庁 長 許可申請の際は日影図まで提出することになっておりませんので、許可申請の時にはついていない状態でございます。
- 議 長 よろしいですか。
- 委員 長 はい。確実にチェックしていただければよいです。
- 委員 長 工事中はどうなるのですか。建替えですよ。とういことは古いものを壊して、またつけると思うのですが、工事中はどういう状態になるのですか。
- 議 長 御回答ができましたら、お願いいたします。
- 特定行政庁 長 工事の工程としましては、既存の渡り廊下を撤去した後に本館や北館の新設などがございますので、その後に新設の渡り廊下を設置するという計画であると聞いております。
既存の渡り廊下を解体した後は、おそらく安全を確保しながら道路を横断する計画ではないかと考えております。
- 委員 長 完成は、ずいぶん後のことになるのですね。
- 特定行政庁 長 工事期間は36箇月ということで聞いております。順次タイミングをみながらやっていくということなのですが、既存の渡り廊下を先に壊すという計画になっていますので、一時期は生徒が道路を渡る期間があると考えております。
- 議 長 よろしいですか。
- 委員 長 はい。
- 委員 長 2点伺いたいんですが、先程の説明の中で配置図兼1階という図面が出ていたと思いますが、そこで示されていた市道の端、市道に見えるところの両端に駐車場が造られる部分は市道ではないのですよねということが一つと、もう一つはその図面の後に渡り廊下の実際の絵が出てきたと思うのですが、渡り廊下以外のアーチ状の修道学園と書いたもの、あの構造物についてはこの渡り廊下とは別になるのでしょうか。あれは渡り廊下になにか合わせて造られる予定なのでしょうか。
- 議 長 ありがとうございます。ご理解いただけていますか。よろしくお願いたします。

特 定 行 政 庁 はい、まず、駐車場設置部分は道路区域ではございません。修道学園の敷地内となっております。

2点目ですが、渡り廊下のアーチ部分については渡り廊下と一体として設置されるものでございます。基本的には鋼板で造られるのですが、別のものではなくて渡り廊下の一部となっております。

委 員 員 修道学園の看板のようなものが、この渡り廊下にかかると思うんですけど、その点は特に、都市デザイン係とかの協議会でチェックが済んでいると思うのですが、先程の図面で修道学園の修の字が市道にかかると思うのですが、ここは特に都市デザイン係は問題なしということではよかったのでしょうか。

委 員 員 今は、もっと大きい文字で書いてありますよね。むしろちっちゃくなってると思うのですが。

特 定 行 政 庁 そうですね。現在も書いてあるのですが、都市計画課から、4月23日に広島市景観計画区域内工事事前協議書を受領し、7月20日に事前協議済書が交付しており、協議済で支障なしと聞いております。

委 員 員 はい、ありがとうございます。

議 長 ありがとうございます。他に、いいでしょうか。

委 員 員 先程の工事中は生徒さんが道路を渡るという話でしたが、そのあたりの安全対策については現時点で何か考えられているのでしょうか。

議 長 可能でしたら、お願いいたします。

特 定 行 政 庁 すみません、交通整理員を設置するなどの情報までは、確認はしてないところでございます。

委 員 員 承知しました。ありがとうございます。

議 長 はい。ありがとうございます。その他ございますでしょうか。

委 員 員 昭和53年に許可がされているということですが、昭和53年と今とでなにか環境が変わったこととか、許可に関してなにか環境が変わっているとかいったことがあれば、伺えればと思います。

議 長 何か、許可する上で考え方が変わっているということがあればということでしょうか。いかがでしょうか。

特 定 行 政 庁 大きく変わった部分はございません。国が出している技術的助言などの通知が平成30年に改正されておりますが、基本的に構造であるとか内容は変わっていません。一部言い回しとかが変わっている部分がありますが、大きな考え方の変更はございません。

委 員 員 ありがとうございます。突き当りにある環境施設ですかね。そういったあたりに関しても昭和53年とあまり変わりはないということではよかったでしょうか。交通量が増えているとか、なにか周辺に住宅地が増えているとか、そういったことなのですが。

議 長 いかがでしょうか。

特 定 行 政 庁 住宅地が特に増えたというふうには認識しておりません。

交通量に関してましては車通りに関しましては、さほど多くなっているということも聞いておりません。

委 員 員 はい。ありがとうございます。私からは以上です。

議 長 はい。ありがとうございます。その他ございますでしょうか。

それでは、特にはご意見、ご質問がないようですので、議案第3号につきましては同意することとしたいと思っておりますが、皆さまよろしくごございますでしょうか。

(異議なし。)

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、議案第3号につきましては、同意することといたします。

2 報告案件について

「法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」及び「法第44条第1項第2号の規定による路線バス停留所の上家の設置に係る許可基準」に基づく許可の同意

議 長 それでは、報告案件といたしまして「法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可及び「法第44条第1項第2号の規定による路線バス停留所の上家の設置の設置に係る許可基準」に基づく許可の報告をお願いします。

特定行政庁 (別紙報告書により説明)

議 長 はい。ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、御質問等ございますでしょうか。

はい。よろしゅうございますかね。ないようでしたら、これをもちまして、本日の審議は終了いたします。

事務局の方から何かありましたら、お願いします。

特定行政庁 はい、審議いただき、ありがとうございました。

最後に次回の審査会についてですが、現時点で次回の開催は未定ですが、審議案件が確定しましたら、改めて御連絡申し上げます。

よろしく願いいたします。

本日はこれをもちまして終了いたします。

ありがとうございました。

3 その他

広島市建築審査会の運営について

議 長 それでは、*審議の前に当審査会の運営について協議を行いたいとのことでございますので、事務局から説明をお願いします。

※議案審議の前に審査会の運営について協議を実施

特定行政庁 それでは審査会の運営についてご説明をさせていただきます。

説明は2件ほどありまして、1件は、「Web会議システムを利用した会議への出席に関する取扱規定の制定」、もう1件は、「広島市建築審査会の公開に関する取扱要綱の改正」でございます。

まず1件目ですが、「Web会議システムを利用した会議への出席に関する取扱規定の制定」。これにつきましては、前回の審査会で、委員の方のWeb会議システムを利用した審査会への出席について、皆様のご承認いただいたところでございますけれども、回線が途切れた場合等の出席の取扱いなどを明確にしておく必要があるために、取扱規定というものを書面にて作成させていただきました。

内容は、事前にお渡しした資料1のとおり、Web会議システムを利用した審査会へ出席を可能とすることや回線が途切れた場合の出席の取扱いについて定めるものでございます。

この取扱規定は、「審査会の運用について、必要な事項は、審査会が定める」とする広島市建築審査会条例第10条に基づき定めるもの

です。

続いて、もう1件の「広島市建築審査会の公開に関する取扱要綱の改正」についてです。

これについては、本来は平成28年に行った広島市建築審査会条例の一部改正があったときに生じた条ずれにあわせて、公開に関する取扱要綱を改正する必要があったのですが、これを失念しておりましたので、今回、必要な改正をさせていただくものでございます。

具体的には、資料2の新旧対象表のとおりでございます。

説明は以上でございます。

よろしく申し上げます。

議

長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問等ございましたらお願いをいたします。

はい。特によろしいでしょうか。

資料を事前に送っていただいておりますので、チェックもしていただいていると思います。

はい。では特に問題がないようですのでこれでいいですね。

特に問題がないようですので、「Web会議システムを利用した会議への出席に関する取扱規定」を制定することとし、合わせて「広島市建築審査会の公開に関する取扱要綱」を改正することとします。

皆さま、よろしいでございますでしょうか。

(異議なし。)